

共通課題チームの構成員

きたがわまさやす
北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）

おおさかせいじ
逢坂誠二 総務大臣政務官

むらいよしひろ
村井嘉浩 宮城県知事

(※ 必要に応じ、関係府省の副大臣・政務官の参加を要請)

各課題検討チームの運営について（案）

- 各チームの主査は、審議に関係する者の出席を求めることができる。
 - 各チームの会合は、非公開とする。
なお、主査の判断で公開することも可能とする。
 - チーム会合のあと、記者に対してブリーフィングを行う。
 - チーム会合の開催状況をホームページに掲載するとともに、作成者の了承が得られた会合資料についてもホームページで公表する。
 - チーム会合での検討状況については、「アクション・プラン」推進委員会に報告する。
- ※ 各課題検討チームの運営に必要な事項は、主査が定めることが基本とすることを地域主権戦略会議（第11回）で決定済

(案)

事務連絡

平成23年3月〇〇日

各都道府県地域主権改革担当部局
各政令指定都市地域主権改革担当部局

御中

内閣府地域主権戦略室

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限について（依頼）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

平成22年12月28日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたところですが（別紙参照）、当該アクション・プラン3.（1）では、一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限のうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った「自己仕分け」において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A-a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理することとされています。

つきましては、別添の資料を参考に移譲を希望する事務・権限をお示しいただくようお願いいたします。また、これに関連してご意見等があれば併せてお示しください。

なお、別添の資料に対するご質問等については順次、地域主権戦略室でお受けし、回答することとしています。3月18日までにいただいた質問には3月末を目途に回答する予定です。

○提出期限

平成23年4月15日

○提出先

内閣府地域主権戦略室

○提出方法

様式自由

【問い合わせ先】

連絡先：内閣府地域主権戦略室 ○○

住所：東京都港区赤坂 1-9-15 日本自転車会館 2号館

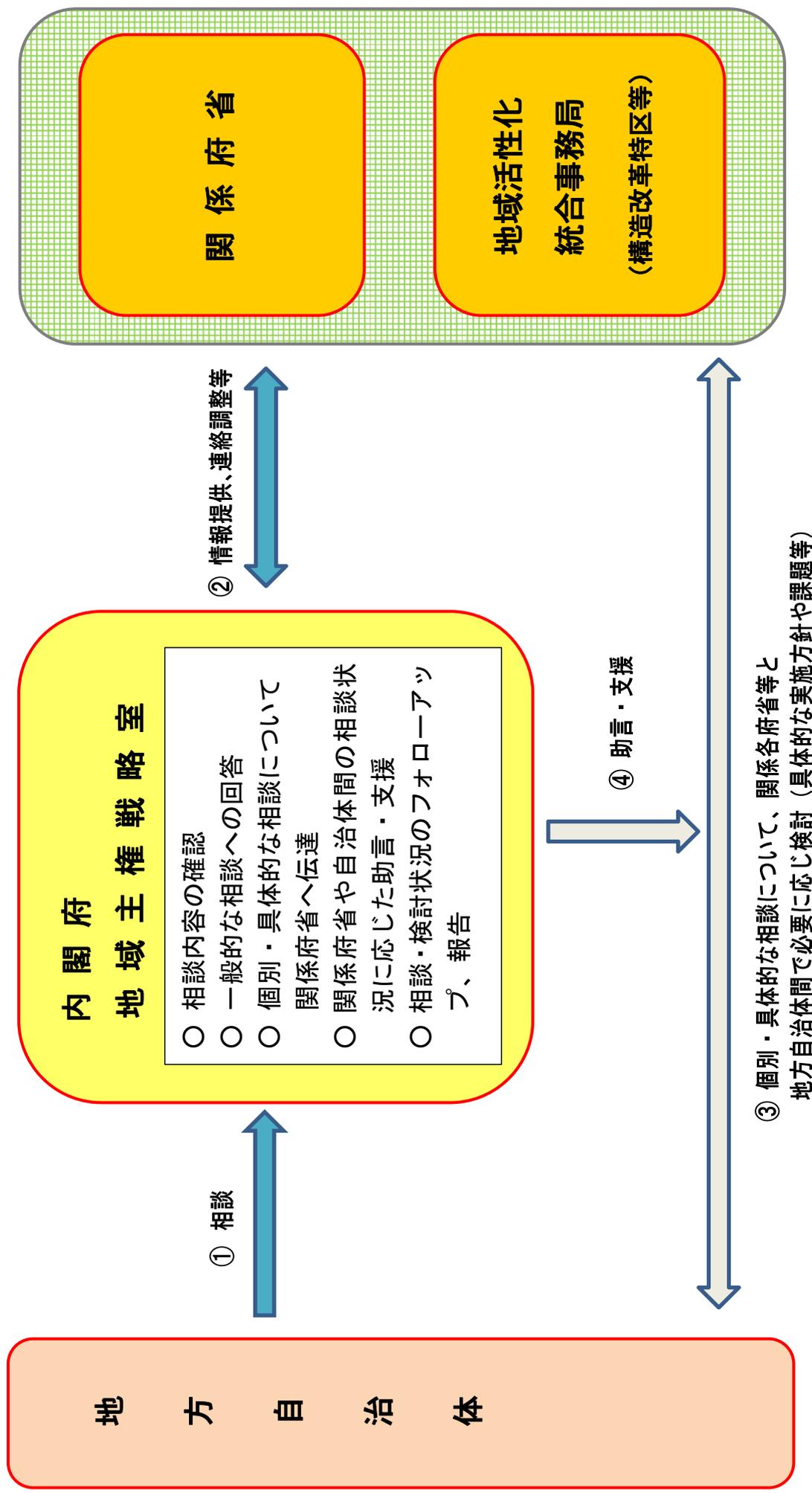
電話番号：

E-mail：

地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限
に関する相談窓口の設置について（案）

- 1 アクション・プラン 3（2）に基づき、複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A－b」又は「B」とされたもの等）について、選択的・試行的移譲の取り組みを円滑に進めるため、内閣府地域主権戦略室に相談窓口を置く。
- 2 内閣府地域主権戦略室は、地方自治体からの相談に対し、関係各府省と連携を図りながら適確に対応することとする。
- 3 内閣府地域主権戦略室は、地方自治体からの相談や関係各府省の検討状況について、定期的にフォローアップを行い、「共通課題チーム」会合に報告することとする。

地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限に関する相談体制（案）



(案)

事務連絡
平成 22 年 3 月 11 日

〇〇〇

内閣府地域主権戦略室

「アクション・プラン」を推進するための相談窓口について（通知）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

平成 22 年 12 月 28 日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたところですが、当該アクション・プラン 3. (2) に基づき、地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限（別紙資料参照）について、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進するため、下記のとおり、チーム会合において、地方自治体からの相談窓口の設置が決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 相談事項

アクション・プラン 3. (2) に記載する「複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自

己仕分け」結果において「A－b」又は「B」とされたもの等) について、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めること」に係るもの

2. 相談先

内閣府地域主権戦略室にお願いいたします。

3. 相談後の流れ

内閣府地域主権戦略室に相談をいただいた後、その内容を当室で確認した上で、さらに踏み込んだ検討が必要なものについて、地方自治体と関係府省との間で検討していただく場合があります。

(注1) 関係府省と直接協議を行っても、円滑に検討が進まない等の問題が生じた場合には、内閣府地域主権戦略室に御相談ください。

(注2) 地方自治体からの相談や関係各府省の検討状況については、定期的にフォローアップを行い、「共通課題チーム」会合に報告いたします。

4. その他

相談等については、以下の連絡先まで直接メール、文書等でお問い合わせいただくようお願いいたします。

【問い合わせ】

連絡先：内閣府地域主権戦略室 ○○、○○

住所：東京都港区赤坂 1-9-15 日本自転車会館 2号館

電話番号：

E-mail：

地方自治体へ事務・権限を移譲するに当たり想定される論点

平成23年3月10日

宮城県知事 村井 嘉浩

【論点1】「移譲に向けた取り組みを実施する項目」について

○府省の自己仕分けで、地方移管とされた事務は2割足らずと極めて不十分であることから、地域主権戦略大綱に明記された「地域主権戦略会議としての仕分け」を実施した上で、移譲する項目を整理すべきである。

【論点2】「移譲に向けた取り組みの実施に向けた工程」について

- 事務・権限の移譲に関して、移譲の時期などの工程や具体的な手続きなどを、早急にチームで議論し、明示していくべきである。
- 特に「アクション・プラン」3-(2)で示された複数の都道府県にまたがる事務・権限等については、工程・スケジュールが明らかになっていないため、早急に検討し方針を明示すべきである。

【論点3】移譲に伴う「財源及び人材の取扱い」について

- 移譲に伴い必要となる財源は、当然に移管すべきである。
- 人材移管についても権限移譲の共通課題として早急にチームで議論し、統一的な方針と仕組みを定めるべきである。
- 移譲事務ごとに、移管する財源の額と必要な人員の数を、あらかじめ明示し、地方と協議すべきである。

【論点4】「地方自治体からの相談窓口を設ける等所要の体制」について

- 相談窓口の対象を「アクション・プラン」3-(2)で示された複数の都道府県にまたがる事務・権限等に限定せず、幅広く地方自治体からの相談を受け付ける体制にすべきである。
- 地方からの相談については、その求めに応じて、国が地方に誠実に回答するようルール化すべきである。

【論点5】移譲に伴う地方との「協議」の在り方について

- 地方として移管を求める事務・権限は、全国知事会提言としてとりまとめ、既に、内閣府地域主権戦略室に提出しているところである。
- 事務・権限移譲に当たっての「協議」について、地方は全国知事会等が窓口となり、各府省の意見は内閣府地域主権戦略室が取りまとめ、協議窓口となるなど、明確なルール化を早急に図るべきである。